１．本「公営企業債券発行概要書　証券情報」（以下「本証券情報概要書」といいます。）において記載する変動利付（ＣＭＳ型）第 1 回公営企業債券額面総額 200 億円（以下「本債券」といいます。）は、公営企業金融公庫法（昭和 32 年 4 月 27 日法律第 83 号。以下「公営公庫法」といいます。）第 23 条第 1 項に基づき、総務大臣及び財務大臣の認可を受けて、公営企業金融公庫（以下「公庫」といいます。）が発行する債券です。

２．本債券は、政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。

３．本債券の発行者である公庫の詳細について記載し、本証券情報概要書と同時に投資家に交付された別冊「公営企業債券発行概要書 発行者情報 平成 17 年度決算」（以下「発行者情報概要書」といいます。）は、本証券情報概要書と一体をなします。発行者情報概要書には、公庫の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を平成 18 年 7 月 31 日時点以前の情報に基づき記載しています。本債券への投資判断にあたっては、発行者情報概要書も併せてご覧ください。

４．本債券については、証券取引法（昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号。以下「証券取引法」といいます。）第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、したがって、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておらず、本債券、本証券情報概要書及び発行者情報概要書については、証券取引法第 2 章の規定は適用されません。よって、本証券情報概要書及び発行者情報概要書は、証券取引法に基づく法定開示書類ではありません。

５．発行者情報概要書記載の公庫の財務諸表は、公営公庫法、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年 3 月 31 日法律第 99 号）、関連政省令、並びに特殊法人等会計処理基準（昭和 62 年 10 月 2 日財政制度審議会公企業会計小委員会報告）に依拠して作成したものです。なお、公庫の予算及び決算に関する法律ではいわゆる中間決算制度が採用されていないため、公庫では中間財務諸表を作成していません。
また、発行者情報概要書には、上記財務諸表に加え、行政コスト計算財務書類を参考情報として記載しています。行政コスト計算財務書類に含まれる民間企業仮定貸借対照表及び民間企業仮定損益計算書等の財務諸表は、特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針（平成 13 年 6 月 19 日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会報告）に従い、民間企業の財務報告において拠るべき基準とされている企業会計原則に準拠した会計処理に則って作成したものです。
上記の財務諸表は、いずれも証券取引法第 193 条の 2 に規定される監査証明は受けていません。

本証券情報概要書に関する連絡場所
東京都千代田区日比谷公園１番３号
電話番号　東京　03－3539－2697
公営企業金融公庫　経理部　資金課

目　次

第1　募集要項 …… 2
1. 新規発行債券 …… 2
2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託 …… 8
3. 新規発行による手取金の使途 …… 8
第2　発行者情報概要書の補完情報 …… 9
1. 発行者情報概要書の補完情報 …… 9

第１　募集要項

１．新規発行債券

銘　　柄	変動利付（CMS 型）第１回 公営企業債券	券　面　総　額	金 20,000,000,000 円
記名・無記名の別	－	発行価額の総額	金 20,000,000,000 円
各債券の金額	1,000 万円	申　込　期　間	平成１８年９月４日
発　行　価　額	額面 100 円につき 金 100 円	申　込　証　拠　金	額面 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には、利息をつけない。
利　　率	(1)平成１８年９月１３日の翌日から平成１９年６月２０日までは、 年２．４０パーセント (2)平成１９年６月２０日の翌日以降、別記「利息支払の方法」欄「利息支払の方法及び期限」(3)(ⅱ)①の規定に従い求められる２０年物スワップ・レートから２年物スワップ・レートを差し引き０．８パーセントを加えた利率。ただし計算結果がゼロパーセントを下回る場合にはゼロパーセントとする。	払　込　期　日	平成１８年９月１３日
利　払　日	毎年６月２０日及び１２月２０日	申込取扱場所	別項引受証券会社の本店
償　還　期　限	平成２８年６月２０日(月)	募　集　の　方　法	一般募集
振　替　機　関	株式会社証券保管振替機構	発行代理人及び 支払代理人	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

利息支払の方法	利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、平成１８年９月１３日の翌日から本債券を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、平成１８年１２月２０日を第１回として、その後毎年６月２０日及び１２月２０日の２回を利払期日として、各々その日までの分を支払う。 (2) 利払期日が下記(4)に定める銀行休業日（以下「銀行休業日」という。）に当たるときは、平成１８年１２月２０日、平成１９年６月２０日及び償還期日を除き、その前銀行営業日（下記(4)に定める銀行営業日をいう。以下同様。）にこれを繰り上げる。なお、平成１８年１２月２０日、平成１９年６月２０日及び償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行休業日にこれを繰り上げる。 (3) 平成１８年９月１３日の翌日から第１回の利払期日に終了する期間、及びその後の利払期日の翌日に開始し次の利払期日に終了する各期間を利息期間という。各利息期間に関する一通貨あたりの利子額（別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程施行規則に定義される一通貨あたりの利子額をいう。）は利息期間に応じ以下の計算により算出される金額とする。なお、小数点以下１３位未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。また、各債権者へ支払われる利息額は、口座管理機関（別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程に定義される口座管理機関をいう。）における各債権者の各口座に保有する各債券の金額の総額に各利息期間に関する一通貨あたりの利子額を乗じて計算し、円位未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。 (i) 平成１８年９月１３日の翌日から平成１９年６月２０日までの各利息期間に関する一通貨あたりの利子額 １円に別記「利率」欄(1)に定める利率を乗じ、２で除する。ただし、当該利息期間が半箇年に満たない場合は、その半箇年の日割をもって計算する。 (ii)平成１９年６月２０日の翌日以降償還期日までの各利息期間に関する一通貨あたりの利子額 １円に別記「利率」欄(2)の規定に基づき決定される利率を乗じて得られる金額に、当該利息期間の実日数を分子とし３６５を分母とする分数を乗じる。

利息支払の方法	① ア．別記「利率」欄(2)の２０年物スワップ・レートは、利息期間の各々の開始日から２銀行営業日遡った日（以下「利率基準日」という。）の下記イ．に定めるテレレート１７１４３頁に東京スワップ・レファレンス・レート（Ｔ．Ｓ．Ｒ．）として表示される午前１０時（東京時間）現在の２０年物円スワップ金利とし、２年物スワップ・レートは、利率基準日の下記イ．に定めるテレレート１７１４３頁に東京スワップ・レファレンス・レート（Ｔ．Ｓ．Ｒ．）として表示される午前１０時（東京時間）現在の２年物円スワップ金利とする。 イ．テレレート１７１４３頁とは、テレレート・サービスにおいて「１７１４３ページ」として指定される頁、または東京スワップ・レファレンス・レート（Ｔ．Ｓ．Ｒ．）として東京市場における円金利スワップの仲値を表示する目的で設けられたこれに替わる頁をいう。 ウ．いずれかの利率基準日に当該金利がテレレート１７１４３頁に掲載されないか、またはテレレート１７１４３頁が利用不能になった場合には、利率基準日に公庫は下記エ．に定めるレファレンス・バンクに対し、利率基準日の午前１０時（東京時間）現在の２０年物円金利スワップ取引及び２年物円金利スワップ取引における各仲値（年率で表示）（以下「クォーテーション」という。）の提供を求めるものとする。クォーテーションが４つ以上の銀行から提供された場合には、その最も高い値と最も低い値をそれぞれ一つずつ除き、残りのクォーテーションについての算術平均値を算出し、２０年物スワップ・レート及び２年物スワップ・レートにこれを適用する。クォーテーションが２つあるいは３つの銀行から提供された場合には、それらの算術平均値を２０年物スワップ・レート及び２年物スワップ・レートに適用する。ただし、クォーテーションが２つに満たなかった場合には、公庫は下記オ．で定めるスワップ・ブローカーにクォーテーションの提供を求め、これらと合わせたクォーテーションの算術平均値を２０年物スワップ・レート及び２年物スワップ・レートに適用する。レファレンス・バンクとスワップ・ブローカーを合わせてクォーテーションが２つに満たなかった場合には、公庫は当該利率基準日の直前の銀行営業日の午前１０時（東京時間）現在におけるテレレート１７１４３頁に掲載されている２０年物スワップ・レート及び２年物スワップ・レートを適用する。本ウ．における算術平均値の計算については、小数点第５位を四捨五入する。 エ．レファレンス・バンクとは、当該利率基準日の直前の利率基準日において利率を確認するために使用されたテレレート１７１４３頁に表示されたスワップ・レートを算出するために、当該スワップ・レートを提供する銀行とする。 オ．スワップ・ブローカーとは、東短キャピタルマーケッツ株式会社及び山根プレボン株式会社の主たる店舗をいう。 ② 公庫は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（下記③において「利率確認事務取扱会社」という。）に利率確認事務を委託する。

	③ 公庫及び利率確認事務取扱会社は、各利息期間の開始日以降遅滞なく、上記により決定された本債券の利息金額等を公庫及び利率確認事務取扱会社の各本店で営業時間中一般の閲覧に供する。 (4) 銀行営業日とは東京において銀行が営業を行っている日をいい、銀行休業日でない日を銀行休業日という。 (5) 償還期日後は、利息をつけない。ただし、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき、当該償還期日に適用されている別記「利率」欄に定める利率により計算される金額(以下「経過利息」という。)を支払う。経過利息は、半箇年の日割をもって計算する。

償還の方法		1．償還金額 額面100円につき金100円 2．償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、平成２８年６月２０日にその全額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (3) 買入消却は、いつでもすることができる。
担保		本債券の債権者は、公営公庫法の定めるところにより、公庫の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
	その他の条項	該当条項なし
取得予定格付		1. 取得格付 ＡＡＡ 2. 指定格付機関名 株式会社格付投資情報センター 3. 格付取得日 平成１８年９月４日
取得予定格付		1. 取得格付 ＡＡ－ 2. 指定格付機関名 ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ･ｱﾝﾄﾞ･ﾌﾟｱｰｽﾞ･ﾚｰﾃｨﾝｸﾞｽﾞ･ｻｰﾋﾞｼｽﾞ 3. 格付取得日 平成１８年９月４日
摘要		1．社債等の振替に関する法律の適用 本債券は、社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとする。 2．募集の受託会社 (1) 公営公庫法第２５条第１項に基づく本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行とする。 (2) 受託会社は、本債券の債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 (3) 受託会社は、本債券の発行要項各項のほか、法令及び公庫と受託会社との間の平成１８年９月４日付変動利付（CMS 型）第１回公営企業債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。 3．期限の利益の喪失事由 本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 公庫が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第２項の規定に違背し、５営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2) 公庫が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても５営業日以内にその弁済をすることができな

摘　　　　　要	いとき、又は公庫以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して公庫が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、５営業日以内にその履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が５０億円を超えない場合は、この限りではない。 (3) 法令により、本債券の償還期日前に公庫が解散することが決定され、かつ、本債券の債務が継承されないことが明らかとなったとき。 (4) 公庫に倒産処理手続きに係る法律が適用され、当該法律に基づき、公庫に対して倒産処理手続き又はそれに類した手続きが開始されたとき。 ４．公告の方法 公庫又は受託会社は、本債券に関し、本債券の債権者に通知すべき事項がある場合は、法令又は委託契約に別段の定めがあるときを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各１種以上の新聞紙にこれを掲載することにより、これを公告する。ただし、受託会社が、本債券の債権者のために必要でないと認めた場合は、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。 ５．債券原簿の公示 公庫は、その本店に本債券の債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 ６．本債券の発行要項及び委託契約の公示 本債券の発行要項及び委託契約の謄本は公庫及び受託会社の各本店で、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 ７．本債券の発行要項の変更 (1) 公庫は、本債券の債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、本債券の発行要項を変更することができる。 (2) 前号に基づき本債券の発行要項が変更されたときは、公庫はその内容を公告する。ただし、公庫と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。 ８．本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会(以下「債権者集会」という。)は、公庫又は受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも３週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 本債券の総額の１０分の１以上にあたる本債券の債権者は、その保有する本債券に関する振替法第８６条に定める書面を添えて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託

	引受人の氏名または名称	住　　所	引受金額	引受けの条件
債券の引受け	日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目２番２０号	百万円 13,500	1. 引受人は本債券の全額につき共同して引受ならびに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合はその残額を引受ける。 2. 引受手数料は額面 100 円につき金 30 銭(ただし、そのうち幹事手数料(額面 100 円につき金 5 銭)については、その額が金 1,000 万円を超える場合においては、金 1,000 万円。)とする。
	モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目２０番３号	6,500	
	計		20,000	
債券発行事務の委託	受託会社の名称	住　　所		
	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号		

３．新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
２０，０００ 百万円	６６ 百万円	１９，９３４百万円

(2) 手取金の使途

上記の差引手取概算額１９，９３４百万円は、公営公庫法第 19 条及び同法附則第 10 項に定める業務を行うために必要な資金に充当されます。

第２　発行者情報概要書の補完情報

1.発行者情報概要書の補完情報

発行者情報概要書に記載された内容について、発行者情報概要書の作成日以降現在（平成１８年９月４日）までの間において生じた公表すべき変更その他の事由はありません。